

宮津市公報

平成23年7月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市企画総務室発行

目 次

条 例

- 25 宮津市市税条例の一部を改正する条例 1
26 宮津市簡易水道等設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例 2

規 則

- 18 宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則の一部を改正する規則 2

告 示

- 105 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 3
106 宮津市日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する要綱 3
107 宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物
処理手数料の徴収及び収納の事務に係る収入事務受託者の変更 4
108 宮津市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱 4

公 告

- 17 宮津市農業振興地域整備計画の変更の縦覧 6
18 公共下水道の供用及び下水処理の開始 7
19 平成22年度中山間地域等直接支払制度の実施状況 7
20 公示送達 10
21 宮津市営住宅の入居者の公募 10

教 育 委 員 会

《告 示》

- 7 宮津市教育委員会定例会の招集 10

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 27 宮津市条例の制定等の請求に要する有権者総数の50分の1の数 11
28 宮津市議会の解散等の請求に要する有権者総数の3分の1の数 11
29 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分
の1の数 11
30 平成22年度選挙人名簿抄本閲覧状況 11

農 業 委 員 会

《告 示》

- 6 宮津市農業委員会総会の招集 12
7 宮津市農業委員会総会の招集 12

条 例

宮津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 6 月23日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第25号

宮津市市税条例の一部を改正する条例

宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 条を加える。

（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）

- 第 2 2 条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第 3 項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）については、平成22年において生じた法第314条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第35条の 2 の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。
- 2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第35条の 2 の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。
- 3 第 1 項前段の場合において、第35条の 2 の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第42条第 3 項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。
- 4 第 1 項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第35条の 2 の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。
- 5 第 1 項の規定は、平成23年度分の第37条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第37条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）に第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例）

- 第 2 3 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 4 条の 3 及び附則第 4 条の 3 の 2 の規定の適用については、附則第 4 条の 3 第 1 項中「租税特別措置法第41条又は第41条の 2 の 2 」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の 2 の 2 」と、「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第45条第 2 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、附則第 4 条の 3 の 2 第 1 項中「租税特別措置法第41条又は第41条の 2 の 2 」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の 2 の 2 」と、「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とあるのは「法附則第45条

第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に2条を加える改正規定（附則第23条に係る部分に限る。）は、平成24年1月1日から施行する。

* * *

宮津市簡易水道等設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年6月23日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第26号

宮津市簡易水道等設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例

宮津市簡易水道等設置並びに管理に関する条例（昭和61年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表由良簡易水道の項中「（上石浦を除く。）」を削り、「1,850」を「1,120」に、「1,110」を「721」に改め、同表上石浦簡易水道の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置されている由良簡易水道及び上石浦簡易水道については、これらの簡易水道の給水区域に改正後の別表由良簡易水道の項の規定によって給水が開始されるまでの間は、なお従前の例による。

規 則

宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第18号

宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則の一部を改正する規則

宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「社団法人日本下水道協会京都府支部」を「京都府下水道協会」に、「府支部」を「協会」に改める。

第4条第1項第2号中「府支部」を「協会」に改める。

第5条第2項第5号中「日本下水道協会京都府支部下水道排水設備工事責任技術者試験、登録及び更新講習等実施要綱」を「京都府下水道協会が所管する下水道排水設備工事責任技術者試験、登録及び更新講習等実施要綱」に、「府支部要綱」を「協会要綱」に、「府支部」を「協会」に改める。

第12条中「第3条第1項第1号」を「第3条第1号」に、「府支部」を「協会」に、「府支部要綱」を「協会要綱」に改める。

第14条中「府支部」を「協会」に、「府支部要綱」を「協会要綱」に改める。

第15条中「府支部」を「協会」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日から平成25年6月30日までの間における改正後の第5条第2項第5号の規定の適用については、同号中「協会」とあるのは「協会又は日本下水道協会京都府支部」と読み替えるものとする。

告 示

宮津市告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成18年10月13日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 鶴賀自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下揭示済>
氏名 高 田 耕 助
- 3 変更年月日 平成23年4月7日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成23年6月7日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第106号

宮津市日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成23年6月13日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市日常生活用具給付等事業実施要綱（平成4年告示第61号）の一部を次のように改正する。

第2条中「該当する者」を「該当する在宅の者」に改め、同条第8号を次のように改める。

(8) 高齢者世帯 65歳以上の者のみで構成された世帯

第3条第5項中「二次予防事業対象者等」を「高齢者世帯」に改める。

第5条第1項各号を次のように改める。

(1) 別表第1ねたきり老人等、ひとり暮らし老人等の項の表に掲げる用具の給付等を受けた者 別表第2に定める額

(2) 別表第1難病患者等の項の表に掲げる用具の給付等を受けた者 別表第3に定める額

(3) 別表第1身体障害児(者)及び知的障害児(者)の項の表に掲げる用具の給付等を受けた者 用具の給付等に要した費用の10分の1に相当する額

(4) 別表第1高齢者世帯の項の表に掲げる用具の給付等を受けた者 無料とする。ただし、同表に掲げる用具の貸与及び給付によって生じるサービス利用料等用具の利用及び保守に要する費用については、当該用具の給付等を受けた者が負担するものとする。

第5条第2項第2号中「身体障害者等及び身体障害者等」を「前項第3号に規定する者及び当該者」に改める。

第6条及び第8条中「二次予防事業対象者等」を「高齢者世帯」に改める。

別表第1二次予防事業対象者等の項の表中「二次予防事業対象者等」を「高齢者世帯」に改め、同

表貸与の部タッチパネル型パーソナルコンピュータの項中「二次予防事業対象者等のひとり暮らし老人又は高齢者のみの世帯」を「高齢者世帯に属する者及び在宅での日常生活の実状を勘案し市長が特に必要と認める者」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第107号

平成23年 4 月 1 日付け宮津市告示第49号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

平成23年 6 月17日

宮津市長 井 上 正 嗣

記

訂正する内容

宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務に係る収入事務受託者の一覧表から、次の者を削除する。

住 所 <以下掲示済>

氏 名 中 西 明 美

＊ ＊ ＊

宮津市告示第108号

宮津市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱を次のように定める。

平成23年 7 月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、安心して子育てができる環境の整備と地域の子育てを支援するため、育児の援助を受けたい者（以下「おねがい会員」という。）と育児の援助を行いたい者（以下「まかせて会員」という。）を会員として組織し、会員相互の育児に関する援助活動（以下「援助活動」という。）を市が支援するファミリー・サポート・センター事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置）

第 2 条 市長は、宮津市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）を宮津市役所健康福祉室内に設置し、事業を実施する。

（センターの業務）

第 3 条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 会員の募集及び登録その他会員組織に関すること。
- (2) 援助活動の調整に関すること。
- (3) 会員を対象とする援助活動に関する講習会等に関すること。
- (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 広報に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業の目的を達成するために必要な業務に関すること。

（アドバイザー）

第 4 条 事業を円滑に実施するため、センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーの業務は、次に掲げるものとする。

- (1) センターの事業内容の周知及び啓発に関すること。
- (2) 会員の募集及び登録に関すること。
- (3) 援助活動の連絡調整に関すること。
- (4) 会員に対する講習会等の開催に関すること。

- (5) 会員間のトラブルへの助言等に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、事業を円滑に実施するために必要なこと。
- (会員)

第5条 会員は、次に掲げる要件を満たす者で、市長の承認を得たものとする。

- (1) 市内に居住する者であること。
- (2) 事業の趣旨を理解した者であること。
- (3) おねがい会員にあっては、原則として生後2月からおおむね10歳以下の児童の保護者であること。
- (4) まかせて会員にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 心身ともに健康で援助活動に理解と熱意を有し、積極的に援助活動を行うことができる者
 - イ 自宅で安全に子どもを預かることができる者
 - ウ センターが実施する講習会を受講できる者

(入会及び退会)

第6条 会員として入会しようとする者は、宮津市ファミリー・サポート・センター入会申込書(以下「申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、会員として適当と認めたときは、宮津市ファミリー・サポート・センター会員証(以下「会員証」という。)を発行するとともに、会員登録するものとする。
- 3 前項の規定により会員登録された者は、センターが実施する講習会を受講しなければならない。
- 4 退会しようとする会員は、退会届を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、会員が前条の要件を満たさなくなったとき、又はこの要綱に違反し会員として適さないと認められるときは、会員を退会させるものとする。
- 6 会員は、退会したときは、直ちに会員証を市長に返還しなければならない。

(援助活動の内容)

第7条 援助活動の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 保育所、幼稚園、小学校等(以下「保育所等」という。)の開始時間まで子どもを預かること。
- (2) 保育所等の終了時間後子どもを預かること。
- (3) 保育所等までの子どもの送迎を行うこと。
- (4) 子どもが軽度の病気の場合等に子どもを預かること。
- (5) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、子育て支援のために市長が必要と認めること。

(援助活動の実施方法)

第8条 おねがい会員は、援助を必要とする場合は、アドバイザーに対し援助の依頼の申込みをするものとする。

- 2 前項の申込みを受けたアドバイザーは、援助の内容、日時等を確認の上、申込み内容に適当と認められるまかせて会員を決定し、当該おねがい会員に紹介するものとする。
- 3 援助活動は、おねがい会員とまかせて会員が援助内容等を十分協議の上、相互の合意と責任の下で実施するものとする。
- 4 まかせて会員は、援助活動を実施したときは、援助活動報告書を作成し、おねがい会員の確認を受け、アドバイザーに提出しなければならない。
- 5 援助活動は、まかせて会員の自宅で行うものとする。ただし、子どもが病気の場合等、会員相互の合意がある場合は、この限りでない。
- 6 援助活動は、原則として子どもの宿泊は行わない。

(報酬等)

第9条 おねがい会員は、まかせて会員に対し援助活動終了後、別表に定める基準により速やかに報酬を支払うものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、交通費、食事（おやつ及びミルクを含む。）代、おむつ代等はおねがい会員が実費を支払うものとし、おねがい会員が特定のものを希望する場合は、おねがい会員が用意するものとする。

（補償）

第 1 0 条 市長は、援助活動に関して生じた事故等に対応するため、ファミリー・サポート・センター補償保険に加入するものとする。

- 2 会員は、前項に規定する補償保険の適用外の事故による損害は、当該事故に係る会員当事者間において解決しなければならない。

（遵守事項）

第 1 1 条 会員は、援助活動により知り得た他の会員の家族の事情等について、プライバシーを侵害し、又は秘密を漏らしてはならない。退会した後も同様とする。

（その他）

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、申込書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第 9 条関係）

援助活動の実施日	援助活動の時間	報酬基準額 （1 時間当たり）
月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）	7 時から20時まで	500円
	上記以外の時間	600円
土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び12月29日から同月31日まで	終日	600円

備考

- 1 援助活動の時間が 1 時間未満の場合は 1 時間の料金とする。
- 2 援助活動の時間が 1 時間を超えて 1 時間未満の端数がある場合は、端数が30分未満のときは報酬基準額の半額を、30分以上のときは 1 時間あたりの報酬基準額を加算する。
- 3 兄弟姉妹等複数の子どもを預ける場合は、2 人目から半額とする。
- 4 おねがい会員が援助の依頼を取り消した場合は、次に掲げる額をまかせて会員に支払わなければならない。ただし、前日までに取り消した場合は無料とする。
 - (1) 当日の援助開始予定時間前までの取消し 上記基準による最初の 1 時間までの報酬基準額
 - (2) 無断取消し 上記基準により算定された報酬基準額の全額

公 告

宮津市公告第17号

宮津市農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第 9 条の規定に該当する軽微な変更をしたいので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4 項で準用する同法第12条第 1 項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供します。

平成23年 6 月10日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 縦覧期間 平成23年 6 月10日以後、常時据え置くこととします。
- 2 縦覧場所 宮津市産業振興室（別館 3 階）

* * *

宮津市公告第18号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり公告します。

その関係図面は、平成23年6月17日から2週間、宮津市上下水道室（本館南棟2階）において縦覧に供します。

平成23年6月15日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日
平成23年7月1日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域
宮津市字宮村、淹馬、大垣、中野、難波野及び江尻の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
宮津市字宮村、淹馬、大垣、中野、難波野及び江尻の各一部
- 4 供用を開始する排水施設の分流式及び合流式の別
分流式
- 5 略図
別紙のとおり＜別紙掲示済み＞

* * *

宮津市公告第19号

平成22年度中山間地域等直接支払制度の実施状況については、次のとおりである。

平成23年6月27日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 対象農用地の基準別面積及び交付額

区 分	急傾斜農用地	緩傾斜農用地		合計
	勾配が20分の1以上の田	勾配が100分の1以上20分の1未満の田	勾配が8度以上15度未満の畑	
農用地面積（㎡）	1,645,255	1,220,135	13,117	2,878,507
内小規模・高齢化集落支援加算	31,423		9,230	40,653
内法人設立加算	103,036	65,618	13,117	168,654
交付額（円）	34,215,381	9,660,174	60,973	43,936,528
内小規模・高齢化集落支援加算	141,403		16,614	158,017
内法人設立加算	100,000			100,000

2 集落協定締結数、各集落への交付額、集落協定の概要

集落協定締結数 35（個別協定 0）

集落名	交付額 （円）	集落協定の概要	
		農業生産活動等として取り組むべき事項（8割単価） 農用地等管理	農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（通常単価）
前田組合	153,585		周辺林地の下草刈り
由良東部農地管理協議会	1,520,936		周辺林地の下草刈り、 景観作物の作付け
中津	526,340		景観作物の作付け

田井	486,402	農用地 集落協定 参加者が協 定内容に従 って管理す る。	周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能 な体制整備
矢原・脇の浜	1,937,906		景観作物の作付け	集団的かつ持続可能 な体制整備
獅子	661,666	水路・農道 協定参加 者全員で泥 上げ、草刈り を行う。 集落申し 合わせ事項 により定期 的な除草等 の作業を行 う。	周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能 な体制整備
中の茶屋圃場管理 組合	239,208		周辺林地の下草刈り	
小田 4 区	895,062		周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能 な体制整備
小田金山	1,093,093		周辺林地の下草刈り	協定農用地の拡大、機 械農作業の共同化、高 付加価値型農業の実践、 集団的かつ持続可能 な体制整備
七区営農組合	1,611,939		周辺林地の下草刈り、 景観作物の作付け、そ の他	集団的かつ持続可能 な体制整備
今福	1,730,741		周辺林地の下草刈り、 景観作物の作付け、そ の他	集団的かつ持続可能 な体制整備
吉津	1,680,441		周辺林地の下草刈り 景観作物の作付け	集団的かつ持続可能 な体制整備
日置	2,788,700		周辺林地の下草刈り、 景観作物の作付け、ピ オト - プの確保、緑肥 作物の作付け	協定農用地の拡大、認 定農業者の育成、集団 的かつ持続可能な体 制整備
畑	833,028		周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能 な体制整備
松尾・東野	2,940,455		周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能 な体制整備
田原	3,002,178		周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能 な体制整備
大島	912,922		周辺林地の下草刈、ピ オト - プの確保	集団的かつ持続可能 な体制整備
外垣・岩ヶ鼻	910,376		周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能 な体制整備
里波見	1,002,764		周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能 な体制整備
奥波見	1,795,647		周辺林地の下草刈り、 粗放的畜産	
奥の向・釜土	1,367,919		周辺林地の下草刈り、 体験農園の開設・運 営、ピオト - プの確保	機械・農作業の共同 化、担い手への農作業 の委託、集団的かつ持 続可能な体制整備

井光寺・下川原	763,893	周辺林地の下草刈り、 ピオト - プの確保	集団的かつ持続可能な体制整備
上世屋	882,591	周辺林地の下草刈り、 棚田オーナー制度の実施	集団的かつ持続可能な体制整備
厚垣・落山・藪田	2,394,737	周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能な体制整備
小田二区	1,088,823	周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能な体制整備
柿ヶ成	680,022	周辺林地の下草刈り、 景観作物の作付け	集団的かつ持続可能な体制整備
中波見	1,883,889	周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能な体制整備
新宮	2,886,826	周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能な体制整備
小寺	398,929	景観作物の作付け	集団的かつ持続可能な体制整備
小田宿野営農組合	655,334	周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能な体制整備
山中	1,502,382	周辺林地の下草刈り、 景観作物の作付け	集団的かつ持続可能な体制整備
梅ヶ谷	1,252,818	景観作物の作付け、堆 きゅう肥の施肥	集団的かつ持続可能な体制整備
上栗田	563,728	周辺林地の下草刈り	集団的かつ持続可能な体制整備
安寿の郷石浦	384,880	景観作物の作付け	認定農業者の育成、担 い手への農地集積、集 団的かつ持続可能な 体制整備
国分	506,368	周辺林地の下草刈り	新規就農者の確保、認 定農業者の育成、多様 な担い手の確保、集 団的かつ持続可能な体 制整備
合計	43,936,528		

3 農業生産活動等の実施状況

それぞれの集落において、周辺林地の下草刈りや景観作物の作付等、多面的機能を増進する活動に取り組んだ。

(平成22年9月11日から9月30日の現地調査により、該当する全ての農用地において、耕作または管理されていることを確認)

4 農業生産活動等の体制整備の実施状況

由良東部農地管理協議会集落協定他30集落協定において、集団的かつ持続可能な体制整備等に取り組んだ。

* * *

宮津市公告第20号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成23年 6 月28日

宮津市長 井 上 正 嗣

< 以下揭示済 >

＊ ＊ ＊

宮津市公告第21号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成 9 年条例第25号）第 3 条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

平成23年 7 月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 公募する住宅

団 地 名	所 在 地	家賃（円）	戸数	規格
東波路	宮津市字波路	21,800～42,800	1	3 D K
鳥が尾	宮津市字喜多	9,300～22,900	3	3 K

2 入居者の資格

- (1) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (2) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (4) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 申込方法

宮津市建設室建築住宅係（本館南棟 3 階）又は市民室市民窓口係受付（本館 1 階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成23年 7 月 5 日（火）から平成23年 7 月19日（火）まで
- (2) 場所 宮津市建設室建築住宅係

5 選考方法の概略

入居の申込みをした方の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、宮津市営住宅等設置及び管理条例第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する方のうちから行い、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い方から入居者を決定します。ただし、住宅困窮順位の定め難い方については、公開抽せんにより決定します。

6 入居時期 平成23年 9 月 1 日（予定）

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第 7 号

平成23年第 7 回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成23年 6 月17日

宮津市教育委員会

委員長 上 羽 堅 一

1 日 時 平成23年 6 月27日（月）午前10時

2 場 所 宮津市役所 第 6 会議室

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第27号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の施行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成23年 6 月 2 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前 尾 美智子

3 4 8 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第28号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成23年 6 月 2 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前 尾 美智子

5 , 7 8 4 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第29号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成23年 6 月 2 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前 尾 美智子

2 , 8 9 2 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第30号

平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日までの期間における選挙人名簿抄本閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4 第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4 第2項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年 6 月 2 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前 尾 美智子

平成22年度選挙人名簿閲覧状況

閲覧年月日	閲覧申出者氏名	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
平成22年 4 月26日	宇都宮 和 子	選挙運動	全有権者
平成22年 4 月27日	〃	〃	〃
平成22年 4 月28日	〃	〃	〃
平成22年 5 月 6 日	〃	〃	〃

農 業 委 員 会

《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第 6 号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成23年 6 月 3 日

宮津市農業委員会

会長 森 川 耕一郎

1 日 時 平成23年 6 月13日（月） 午前 9 時30分

2 場 所 宮津市役所 第 5 会議室

3 議 題

議第14号 農地法第 4 条の許可申請に係る意見について

議第15号 農地法第 5 条の許可申請に係る意見について

議第16号 非農地証明について

_____ * * * _____

宮津市農業委員会告示第 7 号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成23年 7 月 1 日

宮津市農業委員会

会長 森 川 耕一郎

1 日 時 平成23年 7 月 8 日（金） 午前 9 時30分

2 場 所 宮津市役所 第 5 会議室

3 議 題

議第17号 農地法第 5 条の許可申請に係る意見について

議第18号 非農地証明について